

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
42	5	令129条の2の <u>6</u> )。	<u>5)</u>
43	2	令129条の2の <u>6</u>	<u>5</u>
	8	令129条の2の <u>6</u>	<u>5</u>
44	1	令129条の2の <u>6</u>	<u>5</u>
	5	令129条の2の <u>6</u>	<u>5</u>
45	27~29	支障がないように低減 <u>する</u> (法30条, 令22条 の3)。	する。なお, 天 井の構造が必要な遮 音性能を有する場合 には, 小屋裏また は天井裏に達しなく てもよい
49	9	(令129条の2の <u>5</u> 1項)	<u>4</u>

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文																																										
51	表 4	<p style="text-align: center;">&lt;原 文&gt;</p> <p style="text-align: center;">表4 階段の寸法など</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">階段の種類</th> <th>階段・踊場 の幅<sup>注1) 2)</sup></th> <th>蹴上げ</th> <th>踏面</th> <th>(参考) 角度</th> <th>踊場の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用</td> <td>140cm 以上</td> <td>16cm 以下<sup>注3)</sup></td> <td>26cm 以上</td> <td>約32° 以下</td> <td rowspan="2">階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m<sup>2</sup>を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用</td> <td>140cm 以上</td> <td>18cm 以下</td> <td>26cm 以上</td> <td>約35° 以下</td> </tr> <tr> <td>③</td><td>直上階の居室の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超える地階・地下工作物用</td> <td>120cm 以上</td> <td>20cm 以下</td> <td>24cm 以上</td> <td>約40° 以下</td> <td rowspan="3">階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける</td> </tr> <tr> <td>④</td><td>①～③および⑤以外のもの</td> <td>75cm 以上</td> <td>22cm 以下<sup>注3)</sup></td> <td>21cm 以上<sup>注3)</sup></td> <td>約46° 以下</td> </tr> <tr> <td>⑤</td><td>住宅(共同住宅の共用階段を除く)</td> <td>75cm 以上</td> <td>23cm 以下</td> <td>15cm 以上</td> <td>約57° 以下</td> </tr> </tbody> </table>	階段の種類		階段・踊場 の幅 <sup>注1) 2)</sup>	蹴上げ	踏面	(参考) 角度	踊場の位置	①	小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用	140cm 以上	16cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上	約32° 以下	階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける	②	中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用	140cm 以上	18cm 以下	26cm 以上	約35° 以下	③	直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える地階・地下工作物用	120cm 以上	20cm 以下	24cm 以上	約40° 以下	階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける	④	①～③および⑤以外のもの	75cm 以上	22cm 以下 <sup>注3)</sup>	21cm 以上 <sup>注3)</sup>	約46° 以下	⑤	住宅(共同住宅の共用階段を除く)	75cm 以上	23cm 以下	15cm 以上	約57° 以下				
階段の種類		階段・踊場 の幅 <sup>注1) 2)</sup>	蹴上げ	踏面	(参考) 角度	踊場の位置																																							
①	小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用	140cm 以上	16cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上	約32° 以下	階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける																																							
②	中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用	140cm 以上	18cm 以下	26cm 以上	約35° 以下																																								
③	直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える地階・地下工作物用	120cm 以上	20cm 以下	24cm 以上	約40° 以下	階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける																																							
④	①～③および⑤以外のもの	75cm 以上	22cm 以下 <sup>注3)</sup>	21cm 以上 <sup>注3)</sup>	約46° 以下																																								
⑤	住宅(共同住宅の共用階段を除く)	75cm 以上	23cm 以下	15cm 以上	約57° 以下																																								
		<p>注 1) 屋外階段の幅は、令120条、令121条の直通階段の場合は、90cm以上、その他の場合は60cm以上とすることができる。</p> <p>2) 手すりや高さが50cm以下の階段昇降機用レールなどが設けられた場合は、手すりなどの幅が10cmを限度として、ないものとみなして、階段や踊場の幅を計算する(令23条3項、図20(c))。</p> <p>3) 両側に手すりを設けるなどの国土交通大臣が定めた構造方法による場合は、①の階段は蹴上げを18cm以下、④の階段は蹴上げを23cm以下・踏面を19cm以上とすることができます(令23条4項)。</p>																																											

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文																																										
51	表 4	<p>&lt;訂正文&gt;</p> <p style="text-align: center;">表4 階段の寸法など</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">階段の種類</th> <th>階段・踊場 の幅<sup>注1) 2)</sup></th> <th>蹴上げ</th> <th>踏面</th> <th>(参考) 角度</th> <th>踊場の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用</td> <td>140cm 以上</td> <td>16cm 以下<sup>注3)</sup></td> <td>26cm 以上</td> <td>約32° 以下</td> <td rowspan="3">階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける</td> </tr> <tr> <td>②</td><td>中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m<sup>2</sup>を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用</td> <td>140cm 以上</td> <td>18cm 以下<sup>注3)</sup></td> <td>26cm 以上<sup>注3)</sup></td> <td>約35° 以下</td> </tr> <tr> <td>③</td><td>直上階の居室の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超える地階・地下工作物用</td> <td>120cm 以上</td> <td>20cm 以下</td> <td>24cm 以上</td> <td>約40° 以下</td> </tr> <tr> <td>④</td><td>①～③および⑤以外のもの</td> <td>75cm 以上</td> <td>22cm 以下<sup>注3)</sup></td> <td>21cm 以上<sup>注3)</sup></td> <td>約46° 以下</td> <td rowspan="2">階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける</td> </tr> <tr> <td>⑤</td><td>住宅(共同住宅の共用階段を除く)</td> <td>75cm 以上</td> <td>23cm 以下</td> <td>15cm 以上</td> <td>約57° 以下</td> </tr> </tbody> </table>	階段の種類		階段・踊場 の幅 <sup>注1) 2)</sup>	蹴上げ	踏面	(参考) 角度	踊場の位置	①	小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用	140cm 以上	16cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上	約32° 以下	階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける	②	中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用	140cm 以上	18cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上 <sup>注3)</sup>	約35° 以下	③	直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える地階・地下工作物用	120cm 以上	20cm 以下	24cm 以上	約40° 以下	④	①～③および⑤以外のもの	75cm 以上	22cm 以下 <sup>注3)</sup>	21cm 以上 <sup>注3)</sup>	約46° 以下	階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける	⑤	住宅(共同住宅の共用階段を除く)	75cm 以上	23cm 以下	15cm 以上	約57° 以下				
階段の種類		階段・踊場 の幅 <sup>注1) 2)</sup>	蹴上げ	踏面	(参考) 角度	踊場の位置																																							
①	小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の児童用	140cm 以上	16cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上	約32° 以下	階段の高さが 3mを超える 場合3m以内 ごとに設ける																																							
②	中学校(義務教育学校の後期課程を含む)・高等学校・中等教育学校の生徒用、床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超える物品販売店(百貨店など)用、劇場など、公会堂・集会場の客用	140cm 以上	18cm 以下 <sup>注3)</sup>	26cm 以上 <sup>注3)</sup>	約35° 以下																																								
③	直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える地上階用、居室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える地階・地下工作物用	120cm 以上	20cm 以下	24cm 以上	約40° 以下																																								
④	①～③および⑤以外のもの	75cm 以上	22cm 以下 <sup>注3)</sup>	21cm 以上 <sup>注3)</sup>	約46° 以下	階段の高さが 4mを超える 場合4m以内 ごとに設ける																																							
⑤	住宅(共同住宅の共用階段を除く)	75cm 以上	23cm 以下	15cm 以上	約57° 以下																																								
71	3	日本 <u>工業</u> 規格(JIS)		日本 <u>産業</u> 規格 (JIS)																																									

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文
82	1~3	<p>うち、積雪荷重、風圧力および地震力の規定の<u>概略</u>は次のようなものである。</p> <p>積雪荷重は、次式により<u>計算する</u>。</p>	<p><u>概略</u>を以下に示す。</p> <p><u>計算する</u>。多雪区域①以外の鉄骨造などの特定緩勾配屋根の場合は、割り増し係数を乗ずる②。</p>
	側注	(側注1の下に追加)	<p>② 平成19年国土交通省告示594号参照。</p>
	7	<u>多雪区域①</u>	<u>多雪区域</u>
	13の下	(地表面粗度区分②)	(地表面粗度区分③)
	側注1	(7行目側注欄から2行目側注欄へ移動)	
	側注2	②	③

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
87	図 2	<p style="text-align: center;">&lt;原 文&gt;</p>	

図 2 火災の進展と法規制

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
87 図2	<p>87 図2</p> <p>図2は、火災の進展と法規制を示す構造図です。</p> <p>図の上部には、火災の進展段階が示されています：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>着火～初期拡大 → 一室火災 → 周囲への延焼 → 一棟火災 → 隣棟へ延焼 → 市街地火災</li> </ul> <p>図の左側には、建築基準法と消防法による規制内容が並んでいます。各項目は、火災の進展段階に応じて適用される法規や設備を示しています。</p> <p><b>建築基準法</b>（左側）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造等の防耐火性能：耐火建築物などとすべき特殊建築物（法27条）、大規模な建築物の主要構造部等（法21条）、防火壁等（法26条）、防火区画（令112条）、耐火性能（令107条）。</li> <li>煙突の規制（令115条）、内装制限（法35条の2、令128条の3の2～128条の5）。</li> <li>客席からの出口（令118条）、廊下（令119条）、避難階段（令120条～124条）、屋外への出口（令125条、125条の2）、屋上広場等（令126条）、敷地内通路（令128条、128条の2）。</li> <li>排煙設備（令126条の2～3）、非常用の照明設備（令126条の4～5）。</li> <li>非常用の進入口（令126条の6～7）、非常用の昇降機（法34条、令129条の13の2～3）。</li> </ul> <p><b>消防法</b>（右側）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火気使用設備の規制（消防法9条）、防炎規制（消防法8条の3）。</li> <li>自動火災報知設備（消防令21条）、漏電火災警報器（消防令22条）、ガス漏れ火災警報設備（消防令21条の2）、非常警報設備等（消防令24条）。</li> <li>警報設備、消火器具（消防令10条）。</li> <li>避難器具（消防令25条）、誘導灯・誘導標識（消防令26条）。</li> <li>消防用水（消防令27条）、連結送水管（消防令29条）、排煙設備（消防令28条）、動力消防ポンプ設備（消防令20条）。</li> <li>屋内消火栓設備（消防令11条）、水噴霧消火設備等（消防令13条～18条）、スプリンクラー設備（消防令12条）。</li> <li>屋外消火栓設備（消防令19条）。</li> </ul> <p>図の右側には、規制内容が分類されている表示があります：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「防火地域・準防火地域の建築制限（法61条～65条）」</li> <li>「避難・誘導施設」</li> <li>「消防活動のための設備」</li> <li>「消火器具・設備」</li> </ul>	<p>図2は、火災の進展と法規制を示す構造図です。</p> <p>図の上部には、火災の進展段階が示されています：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>着火～初期拡大 → 一室火災 → 周囲への延焼 → 一棟火災 → 隣棟へ延焼 → 市街地火災</li> </ul> <p>図の左側には、建築基準法と消防法による規制内容が並んでいます。各項目は、火災の進展段階に応じて適用される法規や設備を示しています。</p> <p><b>建築基準法</b>（左側）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造等の防耐火性能：耐火建築物などとすべき特殊建築物（法27条）、大規模な建築物の主要構造部等（法21条）、防火壁等（法26条）、防火区画（令112条）、耐火性能（令107条）。</li> <li>煙突の規制（令115条）、内装制限（法35条の2、令128条の3の2～128条の5）。</li> <li>客席からの出口（令118条）、廊下（令119条）、避難階段（令120条～124条）、屋外への出口（令125条、125条の2）、屋上広場等（令126条）、敷地内通路（令128条、128条の2）。</li> <li>排煙設備（令126条の2～3）、非常用の照明設備（令126条の4～5）。</li> <li>非常用の進入口（令126条の6～7）、非常用の昇降機（法34条、令129条の13の2～3）。</li> </ul> <p><b>消防法</b>（右側）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火気使用設備の規制（消防法9条）、防炎規制（消防法8条の3）。</li> <li>自動火災報知設備（消防令21条）、漏電火災警報器（消防令22条）、ガス漏れ火災警報設備（消防令21条の2）、非常警報設備等（消防令24条）。</li> <li>警報設備、消火器具（消防令10条）。</li> <li>避難器具（消防令25条）、誘導灯・誘導標識（消防令26条）。</li> <li>消防用水（消防令27条）、連結送水管（消防令29条）、排煙設備（消防令28条）、動力消防ポンプ設備（消防令20条）。</li> <li>屋内消火栓設備（消防令11条）、水噴霧消火設備等（消防令13条～18条）、スプリンクラー設備（消防令12条）。</li> <li>屋外消火栓設備（消防令19条）。</li> </ul> <p>図の右側には、規制内容が分類されている表示があります：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「防火地域・準防火地域の建築制限（法61条～65条）」</li> <li>「避難・誘導施設」</li> <li>「消防活動のための設備」</li> <li>「消火器具・設備」</li> </ul>

図2 火災の進展と法規制

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文					
88	4~5 においては、火を使用する部屋の天井などの仕上げの制限(令128条の3の2)が行われ、建築物の煙突の高さや構造などについても防火	(法35条の2)					
89	22~23 義務づけられている(内装制限)(表2)(法35条の2、令128条の3の2~令129条)。	128条の5)。					
90 表 2	<p>表2 内装制限の原則(法35条の2、令128条の3の2~129条)</p> <table border="1"> <tr> <td>⑥ 排煙上の無窓居室 (天井高が6mを超えるものを除く)</td> <td>全 部 適 用</td> <td></td> </tr> </table> <p>5) *1 耐火建築物または法27条1項の特殊建築物(特定避難時間が1時間未満の特定避難時間倒壊等防止建築物を除く) 6) *2 準耐火建築物または特定避難時間が45分間以上1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物</p> <p>7) *3の病院・有床診療所は、2階に病室がある場合に限る。 (挿入)</p>	⑥ 排煙上の無窓居室 (天井高が6mを超えるものを除く)	全 部 適 用		<p>128条の5)</p> <table border="1"> <tr> <td>⑥ 排煙上の無窓居室*4 (天井高が 6m を超えるものを除く)</td> <td>50m<sup>2</sup>を超えるもの</td> </tr> </table> <p>5) *1 主要構造部を耐火構造とした建築物または法2条9号の三イに該当する建築物(1時間準耐火基準に適合するものに限る)。 6) *2 法2条9号の三イまたはロのいずれかに該当する建築物(1時間準耐火基準に適合するものを除く)。</p> <p>7) *3の病院・有床診療所は、2階に病室がある場合に限る。 8) *4 温湿度調整を必要とする作業室等で採光上有効な開口部の面積がp.38の表1の数値を満たさない居室にも適用される(床面積にかかわらず全部適用)。</p>	⑥ 排煙上の無窓居室*4 (天井高が 6m を超えるものを除く)	50m <sup>2</sup> を超えるもの
⑥ 排煙上の無窓居室 (天井高が6mを超えるものを除く)	全 部 適 用						
⑥ 排煙上の無窓居室*4 (天井高が 6m を超えるものを除く)	50m <sup>2</sup> を超えるもの						
91 1	(令129条1項)。	(令128条の5 1項)。					
6	ならない(令129条1~7項)。	128条の5 1					
10	限が全面的に緩和される(令129条1項、4項、7項)。	128条の5 1					

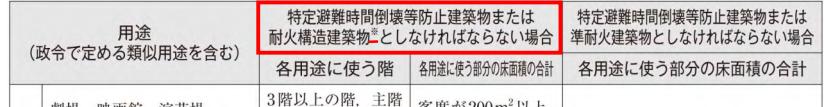
訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文
92	5	112条1項～ <u>7項</u> )。	112条1項～ <u>10項</u> )。
	7～8	除いて実際の床面積とみなして、これらの規定を適用することができる。	除いて、
	10	準耐火建築物 <sup>②</sup> の場合	場合など
	12	(令112条 <u>2項</u> 、 <u>3項</u> )。	(令112条 <u>4項</u> 、 <u>5項</u> )。
	14	応じて、	応じて、原則として
	15	(令112条 <u>5項</u> ～ <u>7項</u> )。	(令112条 <u>7項</u> ～ <u>10項</u> )。
	19	(令112条 <u>14項</u> )。	(令112条 <u>19項</u> )
	21	といふ。	といい、
	22	特定防火設備、20分間のものを防火設備といふ	特定防火設備といふ
	23	準耐火構造であり	準耐火構造など
93	2	などの部分と	たて穴部分
	3	(令112条 <u>9項</u> )。	(令112条 <u>11項</u> )。

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
93	8~9 としなければならない(令112条 <u>14</u> 項)。  ③ 異種用途間区画 建築物の中に、劇場・病院・ホテルなど特	としなければならない(令112条 <u>19</u> 項)。  なお、3階を病院・診療所、児童福祉施設、ホテル、共同住宅などとした階数が3で延べ面積が200m <sup>2</sup> 未満の建築物①は、原則として、たて穴部分と他の部分とを間仕切壁、防火設備などで区画しなければならない(令112条12項、13項)。  ③ 異種用途間区画 建築物の中に、劇場・病院・ホテルなど特
11~12	合(すなわち、建築物の一部に法27条1項各号のいずれか、または同 条2項各号のいずれかに当たる部分が含まれる場合)には、被害の拡	、 <u>同条2項各号または</u> <u>同条3項各号</u>
15~16	床、壁または特定防火設備で区画しなければならない(令112条 13項)。	。ただし、国土交通大臣が定める用 途などの条件に該当し、警報設備の設置等の措置が講じられた場合は区画する必 要がない(令112条18項)
側注	(10行目の側注欄に追加)	① 法27条に基づく特殊 建築物の主要構造部の規 制の対象外とされている (p.95表5参照)。
17~18	木造建築物の場合の異種用途間区画は、準耐火構造の壁または 防火設備により区画しなければならない(令112条12項)。	(削除)
23	延焼を防ぐために開口部相互の距離を確保するための、ひさしや	防ぐための、
25	(令112条10項)。	<u>16項、17項)。</u>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
94	2	(令112条 <u>15</u> 項)	(令 112 条 <u>20</u> 項)
	9	(令112条 <u>16</u> 項)	(令 112 条 <u>21</u> 項)

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																														
ページ	行																																																
94	表 4	<原 文>	表4 防火区画(令112条)																																														
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区画</th><th>防火区画を必要とする建築物</th><th>区画部分</th><th>区画の構造</th><th colspan="2">緩和と特例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">面 積 区 画</td><td>主要構造部を耐火構造とした建築物(延べ面積が1500m<sup>2</sup>を超える)</td><td>床面積1500m<sup>2</sup>以内ごと</td><td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">準耐火構造<sup>3)</sup>の床・壁、特定防火設備</td><td>・用途上やむを得ないもの(劇場、映画館、集会場等の客席、体育館、工場等)法27条、62条による準耐火では、内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。</td><td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">・スプリンクラー設備(またはその他の自動式消火設備)を設けた部分の床面積はその<math>\frac{1}{2}</math>を除く。 (したがって、全面的にスプリンクラーなどを設けた場合の区画床面積は2倍としてよい)</td></tr> <tr> <td>下記によらないもの(延べ面積が1500m<sup>2</sup>を超える) 準耐火建築物<sup>1)</sup>(延べ面積が1000m<sup>2</sup>を超える) 法27条または法62条の規定によるものの</td><td>床面積1000m<sup>2</sup>以内ごと</td><td>・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造<sup>3)</sup>の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。</td></tr> <tr> <td>準耐火建築物<sup>2)</sup>(延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える)</td><td>床面積500m<sup>2</sup>以内ごと 防火上主要な間仕切壁</td><td>・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または、床面積の合計が200m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備<sup>4)</sup>で区画したものに限る。</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 層 部 分 の 区 画</td><td>11階以上の部分の区画(各階の床面積計が100m<sup>2</sup>を超える)</td><td>内装は下地とも不燃材料 床面積500m<sup>2</sup>以内ごと</td><td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">耐火構造の床・壁、特定防火設備</td><td>・内装は下地とも準不燃材料 床面積200m<sup>2</sup>以内ごと</td><td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>内装は下地とも準不燃材料 床面積100m<sup>2</sup>以内ごと</td><td>・上記以外</td><td>耐火構造の床・壁、防火設備<sup>4)</sup></td><td>・避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は、下地とも不燃材料であるものに限る。 ・階数3以下、延べ面積200m<sup>2</sup>以内の住宅の吹抜き・階段などの部分</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">た て 穴 区 画</td><td>地階または3階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物</td><td>吹抜き 階段 エレベーター ダクトスペース など</td><td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">準耐火構造の床・壁、防火設備<sup>4)</sup></td><td>・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>建築物の一部が、法24条に該当する建築物</td><td>その用途部分とその他の部分</td><td>準耐火構造の壁、防火設備<sup>4)</sup></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>建築物の一部が、法27条1項一号に該当する建築物</td><td>その用途部分とその他の部分</td><td>準耐火構造<sup>3)</sup>の床・壁、特定防火設備</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区画	防火区画を必要とする建築物	区画部分	区画の構造	緩和と特例		面 積 区 画	主要構造部を耐火構造とした建築物(延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える)	床面積1500m <sup>2</sup> 以内ごと	準耐火構造 <sup>3)</sup> の床・壁、特定防火設備	・用途上やむを得ないもの(劇場、映画館、集会場等の客席、体育館、工場等)法27条、62条による準耐火では、内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。	・スプリンクラー設備(またはその他の自動式消火設備)を設けた部分の床面積はその $\frac{1}{2}$ を除く。 (したがって、全面的にスプリンクラーなどを設けた場合の区画床面積は2倍としてよい)	下記によらないもの(延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える) 準耐火建築物 <sup>1)</sup> (延べ面積が1000m <sup>2</sup> を超える) 法27条または法62条の規定によるものの	床面積1000m <sup>2</sup> 以内ごと	・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造 <sup>3)</sup> の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。	準耐火建築物 <sup>2)</sup> (延べ面積が500m <sup>2</sup> を超える)	床面積500m <sup>2</sup> 以内ごと 防火上主要な間仕切壁	・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または、床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備 <sup>4)</sup> で区画したものに限る。	高 層 部 分 の 区 画	11階以上の部分の区画(各階の床面積計が100m <sup>2</sup> を超える)	内装は下地とも不燃材料 床面積500m <sup>2</sup> 以内ごと	耐火構造の床・壁、特定防火設備	・内装は下地とも準不燃材料 床面積200m <sup>2</sup> 以内ごと	・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。	上記以外	内装は下地とも準不燃材料 床面積100m <sup>2</sup> 以内ごと	・上記以外	耐火構造の床・壁、防火設備 <sup>4)</sup>	・避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は、下地とも不燃材料であるものに限る。 ・階数3以下、延べ面積200m <sup>2</sup> 以内の住宅の吹抜き・階段などの部分	た て 穴 区 画	地階または3階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物	吹抜き 階段 エレベーター ダクトスペース など	準耐火構造の床・壁、防火設備 <sup>4)</sup>	・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。		建築物の一部が、法24条に該当する建築物	その用途部分とその他の部分	準耐火構造の壁、防火設備 <sup>4)</sup>				建築物の一部が、法27条1項一号に該当する建築物	その用途部分とその他の部分	準耐火構造 <sup>3)</sup> の床・壁、特定防火設備		
区画	防火区画を必要とする建築物	区画部分	区画の構造	緩和と特例																																													
面 積 区 画	主要構造部を耐火構造とした建築物(延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える)	床面積1500m <sup>2</sup> 以内ごと	準耐火構造 <sup>3)</sup> の床・壁、特定防火設備	・用途上やむを得ないもの(劇場、映画館、集会場等の客席、体育館、工場等)法27条、62条による準耐火では、内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。	・スプリンクラー設備(またはその他の自動式消火設備)を設けた部分の床面積はその $\frac{1}{2}$ を除く。 (したがって、全面的にスプリンクラーなどを設けた場合の区画床面積は2倍としてよい)																																												
	下記によらないもの(延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える) 準耐火建築物 <sup>1)</sup> (延べ面積が1000m <sup>2</sup> を超える) 法27条または法62条の規定によるものの	床面積1000m <sup>2</sup> 以内ごと		・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造 <sup>3)</sup> の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。																																													
	準耐火建築物 <sup>2)</sup> (延べ面積が500m <sup>2</sup> を超える)	床面積500m <sup>2</sup> 以内ごと 防火上主要な間仕切壁		・階段室、昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または、床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備 <sup>4)</sup> で区画したものに限る。																																													
高 層 部 分 の 区 画	11階以上の部分の区画(各階の床面積計が100m <sup>2</sup> を超える)	内装は下地とも不燃材料 床面積500m <sup>2</sup> 以内ごと	耐火構造の床・壁、特定防火設備	・内装は下地とも準不燃材料 床面積200m <sup>2</sup> 以内ごと	・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。																																												
	上記以外	内装は下地とも準不燃材料 床面積100m <sup>2</sup> 以内ごと		・上記以外		耐火構造の床・壁、防火設備 <sup>4)</sup>	・避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は、下地とも不燃材料であるものに限る。 ・階数3以下、延べ面積200m <sup>2</sup> 以内の住宅の吹抜き・階段などの部分																																										
た て 穴 区 画	地階または3階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物	吹抜き 階段 エレベーター ダクトスペース など	準耐火構造の床・壁、防火設備 <sup>4)</sup>	・用途上区画できない劇場などでは、天井・壁の内装を下地とも準不燃材料とする。																																													
	建築物の一部が、法24条に該当する建築物	その用途部分とその他の部分		準耐火構造の壁、防火設備 <sup>4)</sup>																																													
	建築物の一部が、法27条1項一号に該当する建築物	その用途部分とその他の部分	準耐火構造 <sup>3)</sup> の床・壁、特定防火設備																																														
			<p>注 1) 1時間準耐火基準(令129条の2の3 1項一号口)に適合する準耐火構造、または令109条の3二号による。</p> <p>2) 法27条1項の規定による特定避難時間倒壊等防止建築物、同3項または法62条1項による。</p> <p>3) 1時間準耐火基準(令129条の2の3 1項一号口)に適合する準耐火構造とする。</p> <p>4) 法2条九号の三の技術的基準に適合するもの(令112条14項)。</p>																																														

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																					
ページ	行																																																																							
94	表 4	<訂正文>	<b>表 4 防火区画(令 112 条)</b>																																																																					
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区画</th><th colspan="2">防火区画を必要とする建築物</th><th>区画部分</th><th>区画の構造</th><th>緩和と特例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">面積区画</td><td colspan="2">主要構造部を耐火構造とした建築物など(延べ面積が 1 500 m<sup>2</sup>を超える)</td><td>床面積 1 500 m<sup>2</sup>以内ごと</td><td rowspan="3">準耐火構造<sup>③</sup>の床・壁, 特定防火設備</td><td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>用途上やむを得ないもの(劇場, 映画館, 集会場等の客席, 体育館, 工場等)</li> <li>法 27 条, 61 条による準耐火建築物などでは, 内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。</li> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造<sup>③</sup>の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td colspan="2">法 27 条または法 61 条の規定によるものなど</td><td>床面積 1 000 m<sup>2</sup>以内ごと</td></tr> <tr> <td colspan="2">準耐火建築物<sup>②</sup>など(延べ面積が 500 m<sup>2</sup>を超える)</td><td>床面積 500 m<sup>2</sup>以内ごと</td></tr> <tr> <td>高層部分の区画</td><td>11 階以上の部分の区画(各階の床面積計が 100 m<sup>2</sup>を超える)</td><td>内装は下地とも不燃材料</td><td>床面積 500 m<sup>2</sup>以内ごと</td><td rowspan="3">耐火構造の床・壁, 特定防火設備</td><td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または, 床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備<sup>④</sup>)で区画したものに限る。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>内装は下地とも準不燃材料</td><td>床面積 200 m<sup>2</sup>以内ごと</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>上記以外</td><td>床面積 100 m<sup>2</sup>以内ごと</td></tr> <tr> <td rowspan="3">たて穴区画</td><td colspan="2">地階または 3 階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物など</td><td>吹抜き階段 エレベーター ダクトスペースなど</td><td rowspan="3">準耐火構造の床・壁, 防火設備<sup>④</sup></td><td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は, 下地とも不燃材料であるものに限る。</li> <li>階数 3 以下, 延べ面積 200 m<sup>2</sup>以内の住宅の吹抜き・階段などの部分</li> </ul> </td></tr> <tr> <td colspan="2">3 階を病院などとした階数 3, 延べ面積 200 m<sup>2</sup>未満の建築物</td><td>間仕切壁, 防火設備<sup>⑤</sup></td></tr> <tr> <td colspan="2">3 階をホテル, 共同住宅などとした階数 3, 延べ面積 200 m<sup>2</sup>未満の建築物</td><td>間仕切壁, 戸</td></tr> <tr> <td>異種用途間区画</td><td colspan="2">建築物の一部が, 法 27 条 1 項各号, 2 項各号, または 3 項各号のいずれかに該当する建築物</td><td>その用途部分とそれに接するその他の部分</td><td>準耐火構造<sup>③</sup>の床・壁, 特定防火設備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル, 旅館, 児童福祉施設等(通所で利用するもの), 飲食店, または物販店舗の用途部分とそれに接するその他の部分に警報設備(自動火災報知設備)を設けた場合(その用途部分とそれに接するその他の部分(他の階にあるもの)とを準耐火構造<sup>③</sup>の床等で区画し, かつ, それに接するその他の部分(同一階にあるもの)を劇場, 病院等の用途に供しない場合)</li> </ul> </td></tr> <tr> <td colspan="3">注 1) 1 時間準耐火基準(令 112 条 2 項)に適合するもの。</td><td colspan="3">2) 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。</td></tr> <tr> <td colspan="3">3) 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造。</td><td colspan="3">4) 20 分間の遮炎性能を有するもの。</td></tr> <tr> <td colspan="3">5) 居室, 倉庫などにスプリンクラーなどを設けた場合, 10 分間防火設備でよい。</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>	区画	防火区画を必要とする建築物		区画部分	区画の構造	緩和と特例	面積区画	主要構造部を耐火構造とした建築物など(延べ面積が 1 500 m <sup>2</sup> を超える)		床面積 1 500 m <sup>2</sup> 以内ごと	準耐火構造 <sup>③</sup> の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途上やむを得ないもの(劇場, 映画館, 集会場等の客席, 体育館, 工場等)</li> <li>法 27 条, 61 条による準耐火建築物などでは, 内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。</li> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造<sup>③</sup>の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。</li> </ul>	法 27 条または法 61 条の規定によるものなど		床面積 1 000 m <sup>2</sup> 以内ごと	準耐火建築物 <sup>②</sup> など(延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超える)		床面積 500 m <sup>2</sup> 以内ごと	高層部分の区画	11 階以上の部分の区画(各階の床面積計が 100 m <sup>2</sup> を超える)	内装は下地とも不燃材料	床面積 500 m <sup>2</sup> 以内ごと	耐火構造の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または, 床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備<sup>④</sup>)で区画したものに限る。</li> </ul>			内装は下地とも準不燃材料	床面積 200 m <sup>2</sup> 以内ごと			上記以外	床面積 100 m <sup>2</sup> 以内ごと	たて穴区画	地階または 3 階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物など		吹抜き階段 エレベーター ダクトスペースなど	準耐火構造の床・壁, 防火設備 <sup>④</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は, 下地とも不燃材料であるものに限る。</li> <li>階数 3 以下, 延べ面積 200 m<sup>2</sup>以内の住宅の吹抜き・階段などの部分</li> </ul>	3 階を病院などとした階数 3, 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 未満の建築物		間仕切壁, 防火設備 <sup>⑤</sup>	3 階をホテル, 共同住宅などとした階数 3, 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 未満の建築物		間仕切壁, 戸	異種用途間区画	建築物の一部が, 法 27 条 1 項各号, 2 項各号, または 3 項各号のいずれかに該当する建築物		その用途部分とそれに接するその他の部分	準耐火構造 <sup>③</sup> の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル, 旅館, 児童福祉施設等(通所で利用するもの), 飲食店, または物販店舗の用途部分とそれに接するその他の部分に警報設備(自動火災報知設備)を設けた場合(その用途部分とそれに接するその他の部分(他の階にあるもの)とを準耐火構造<sup>③</sup>の床等で区画し, かつ, それに接するその他の部分(同一階にあるもの)を劇場, 病院等の用途に供しない場合)</li> </ul>	注 1) 1 時間準耐火基準(令 112 条 2 項)に適合するもの。			2) 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。			3) 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造。			4) 20 分間の遮炎性能を有するもの。			5) 居室, 倉庫などにスプリンクラーなどを設けた場合, 10 分間防火設備でよい。						
区画	防火区画を必要とする建築物		区画部分	区画の構造	緩和と特例																																																																			
面積区画	主要構造部を耐火構造とした建築物など(延べ面積が 1 500 m <sup>2</sup> を超える)		床面積 1 500 m <sup>2</sup> 以内ごと	準耐火構造 <sup>③</sup> の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途上やむを得ないもの(劇場, 映画館, 集会場等の客席, 体育館, 工場等)</li> <li>法 27 条, 61 条による準耐火建築物などでは, 内装を準不燃材料とした体育館または工場などに限る。</li> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)を準耐火構造<sup>③</sup>の壁・床(内装は準不燃材)または特定防火設備で区画したものに限る。</li> </ul>																																																																			
	法 27 条または法 61 条の規定によるものなど		床面積 1 000 m <sup>2</sup> 以内ごと																																																																					
	準耐火建築物 <sup>②</sup> など(延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超える)		床面積 500 m <sup>2</sup> 以内ごと																																																																					
	高層部分の区画	11 階以上の部分の区画(各階の床面積計が 100 m <sup>2</sup> を超える)	内装は下地とも不燃材料	床面積 500 m <sup>2</sup> 以内ごと	耐火構造の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段室, 昇降路の部分(乗降ロビーを含む)または廊下その他避難用に使用する部分または, 床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以内の共同住宅の住戸を耐火構造の壁・床または特定防火設備(または防火設備<sup>④</sup>)で区画したものに限る。</li> </ul>																																																																		
		内装は下地とも準不燃材料	床面積 200 m <sup>2</sup> 以内ごと																																																																					
		上記以外	床面積 100 m <sup>2</sup> 以内ごと																																																																					
たて穴区画	地階または 3 階以上の階に居室がある主要構造部が準耐火構造の建築物など		吹抜き階段 エレベーター ダクトスペースなど	準耐火構造の床・壁, 防火設備 <sup>④</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難階とその直上階または直下階とのみ通ずる吹抜き・階段などの部分の内装は, 下地とも不燃材料であるものに限る。</li> <li>階数 3 以下, 延べ面積 200 m<sup>2</sup>以内の住宅の吹抜き・階段などの部分</li> </ul>																																																																			
	3 階を病院などとした階数 3, 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 未満の建築物		間仕切壁, 防火設備 <sup>⑤</sup>																																																																					
	3 階をホテル, 共同住宅などとした階数 3, 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 未満の建築物		間仕切壁, 戸																																																																					
異種用途間区画	建築物の一部が, 法 27 条 1 項各号, 2 項各号, または 3 項各号のいずれかに該当する建築物		その用途部分とそれに接するその他の部分	準耐火構造 <sup>③</sup> の床・壁, 特定防火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル, 旅館, 児童福祉施設等(通所で利用するもの), 飲食店, または物販店舗の用途部分とそれに接するその他の部分に警報設備(自動火災報知設備)を設けた場合(その用途部分とそれに接するその他の部分(他の階にあるもの)とを準耐火構造<sup>③</sup>の床等で区画し, かつ, それに接するその他の部分(同一階にあるもの)を劇場, 病院等の用途に供しない場合)</li> </ul>																																																																			
注 1) 1 時間準耐火基準(令 112 条 2 項)に適合するもの。			2) 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。																																																																					
3) 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造。			4) 20 分間の遮炎性能を有するもの。																																																																					
5) 居室, 倉庫などにスプリンクラーなどを設けた場合, 10 分間防火設備でよい。																																																																								

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
95	表 5 表5 特定避難時間倒壊等防止建築物、耐火構造建築物または準耐火建築物としなければならない特殊建築物 (法27条、法別表第1、令110条～110条の3、平成27年国土交通省告示255号)	令110条～110条の5、    特定避難時間倒壊等防止建築物または 耐火構造建築物としなければならない場合 各用途に使う階 各用途に使う部分の床面積の合計 各用途に使う部分の床面積の合計  ※ 法27条1項の規定に適合する特殊建築物。特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。
	表 5 注釈	※ 階数が3以下で延べ面積が200m <sup>2</sup> 未満のものは除く。ただし、②に掲げる用途のうち就寝利用の建築物は基準に適合する警報設備の設置が必要である(令110条の4、110条の5)。
97	1 条～110条の3)。  (b) 大規模建築物の主要構造部への制限 建築物の高さが13mまたは軒の高さが9mを超える建築物や、延べ面積が3000m <sup>2</sup> を超える大規模な建築物の主要構造部(床、屋根および階段を除く)に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものは、主要構造部を耐火構造とするか、または耐火性能検証法により建物内および、周囲において発生した通常の火災による火熱に対し、火災が終了するまで耐えることを確かめなければならない(法21条1項、2項)。	条～110条の5)。  地階を除く階数が4以上の建築物 または高さが16m(表6の①・②の用途の建築物は13m)  耐火構造等とするか、または通常火災終了時間①が経過するまで火熱に対し
	側注 (3行目の側注欄に追加)	①建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火により終了するまでに通常要する時間。

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
97	9~16	<p>また、3000m<sup>2</sup>を超える大規模建築物については、<sup>(挿入)</sup>      3000m<sup>2</sup>以内ごとに壁等<sup>②</sup>で有効に区画した場合には木造の建築物であっても建築することができる      (法21条2項二号)。</p> <p>ただし、大断面集成材などを用いた2階建以下の建築物や、主要構造部が準耐火構造で、かつ、防火区画などの防火安全のための基準を満たした木造の建築物は建てることができる(法21条1項ただし書き、令129条の2の3)。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
		<p>ただし、建築物から建築物の高さ以上の水平距離の空地が確保されていれば建築することができる(法21条1項ただし書き、令109条の6)。</p> <p>また、3000m<sup>2</sup>を超える大規模建築物については、3000m<sup>2</sup>以内ごとに壁等<sup>②</sup>で有効に区画した場合には木造の建築物であっても建築することができる(法21条2項二号)。</p>
10	<u>壁等<sup>①</sup></u>	<u>壁等<sup>②</sup></u>
側注1	<u>①</u>	<u>②</u>
図 10	図 10 <u>耐火性能検証法を適用した木造建築物の例</u>	<u>主要構造部の制限を緩和した</u>
18	<u>防火壁<sup>②</sup></u>	<u>防火壁等<sup>③</sup></u>
側注2	<u>② 自立した耐火構造の壁で、延焼を防止するための措置がなされたもの(令113条)。</u>	<u>③ 耐火構造の防火壁や防火床で、</u>
98	14	<u>(令129条の2、129条の2の2)</u>
		<u>(令129条、129条の2)</u>
	25	<u>(法35条の2、令128条の3の2)。</u>
		<u>令128条の3の2~128条の5)。</u>

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
99	17 上の直通階段を設ける(令121条1項)。	(表10)(令121条1項)。
	19 木造などの場合に比べて緩くなる(表10)(令121条2項)。	(令121条2項)。
100	表10 ※ 床面積の合計値の( )内は、主要構造部が準耐火構造であるもの、または不燃材料でつくられている建築物に適用する(令121条2項)。 (挿入)	※1 床面積の合計値の( )内は、主要構造部が準耐火構造であるもの、または不燃材料でつくられている建築物に適用する(令121条2項)。 ※2 階数3以下で延べ面積200m <sup>2</sup> 未満の③・④の建築物の避難階以外の階について、その用途に応じ、直通階段と他の部分とを間仕切壁又は防火設備により区画した場合等には対象とならない(令121条4項)。
104	17 1.5m以上	1.5m(階数が3以下で延べ面積が200m <sup>2</sup> 未満の建築物の場合は0.9m)以上
106	15 耐火建築物または準耐火建築物	耐火建築物 <sup>②</sup> または準耐火建築物 <sup>②</sup>
	側注 (15行目の側注欄に追加)	② 耐火建築物または準耐火建築物と同等以上に周囲への延焼防止の性能を有する建築物を含む。
	22 いものとする(法22条、令109条の5)。	令109条の8)。
25~28	③ 学校・劇場などや、2階建の共同住宅で住宅の用途に用いる部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超えるものなど、一定の用途・階数・規模の木造建築物である特殊建築物については、その外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする(法24条)。	(削除)

訂正箇所		原 文	訂 正 文																		
ページ	行																				
114	21	9条13項	9条14項																		
	29~30	その具体的な規制内容は地方公共団体の条例で定める(都計法9条14項, 法49条の2, 法50条)。	9条15項																		
118	7~9	防火地域または準防火地域内では、建築物の <u>防火上の構造</u> に関する制限が課され(法61条~67条), 表5に示すように、建築物の延べ面積・階数の大きい建築物のほうより <u>高い防火性能</u> が要求される。	周囲への延焼防止性能を確保するための , 令136条の2 <u>高い性能</u>																		
表5	表5 防火地域・準防火地域内の構造制限																				
	<原 文>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象となる建築物の規模</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">防火 地域</td> <td>階数が3以上</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>延べ面積が100m<sup>2</sup>を超える</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;">準防火 地域</td> <td>地階を除く階数が4以上</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>延べ面積が1500m<sup>2</sup>を超える</td> </tr> <tr> <td>地階を除く階数が3で、延べ面積が500m<sup>2</sup>以下</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物、準耐火建築物または防火上必要な技術基準(令136条の2)に適合する建築物</td> </tr> <tr> <td>延べ面積が500m<sup>2</sup>を超え、1500m<sup>2</sup>以下</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>地階を除く階数が2以下で延べ面積が500m<sup>2</sup>以下</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物でなくてもよい。ただし木造の場合は、外壁および軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とする(後見返参照)。</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる建築物の規模		構造	防火 地域	階数が3以上	耐火建築物	延べ面積が100m <sup>2</sup> を超える	上記以外	耐火建築物または準耐火建築物	準防火 地域	地階を除く階数が4以上	耐火建築物	延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える	地階を除く階数が3で、延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物、準耐火建築物または防火上必要な技術基準(令136条の2)に適合する建築物	延べ面積が500m <sup>2</sup> を超え、1500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物または準耐火建築物	地階を除く階数が2以下で延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下
対象となる建築物の規模		構造																			
防火 地域	階数が3以上	耐火建築物																			
	延べ面積が100m <sup>2</sup> を超える																				
	上記以外	耐火建築物または準耐火建築物																			
準防火 地域	地階を除く階数が4以上	耐火建築物																			
	延べ面積が1500m <sup>2</sup> を超える																				
	地階を除く階数が3で、延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物、準耐火建築物または防火上必要な技術基準(令136条の2)に適合する建築物																			
延べ面積が500m <sup>2</sup> を超え、1500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物または準耐火建築物																				
地階を除く階数が2以下で延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物または準耐火建築物でなくてもよい。ただし木造の場合は、外壁および軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とする(後見返参照)。																				

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文																				
118	表 5	<p style="text-align: center;"><b>表 5 防火地域・準防火地域内の延焼防止性能に関する制限 (法 61 条, 令 136 条の 2)</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;訂正文&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">対象となる建築物の規模</th> <th style="text-align: center;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">防火 地域</td> <td style="text-align: center;">階数が 3 以上</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延べ面積が 100m<sup>2</sup> を超える</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">準防火 地域</td> <td style="text-align: center;">地階を除く階数が 4 以上 延べ面積が 1 500m<sup>2</sup> を超える</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地階を除く階数が 3 で, 延べ面積が 1500m<sup>2</sup> 以下</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地階を除く階数が 2 以下で, 延べ面積が 500m<sup>2</sup> を超え, 1500m<sup>2</sup> 以下</td> <td style="text-align: center;">木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500m<sup>2</sup> 以下</td> <td style="text-align: center;">木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など</td> </tr> </tbody> </table>			対象となる建築物の規模	構造	防火 地域	階数が 3 以上	耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)	延べ面積が 100m <sup>2</sup> を超える	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)	上記以外	耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)	準防火 地域	地階を除く階数が 4 以上 延べ面積が 1 500m <sup>2</sup> を超える	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)	地階を除く階数が 3 で, 延べ面積が 1500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)	地階を除く階数が 2 以下で, 延べ面積が 500m <sup>2</sup> を超え, 1500m <sup>2</sup> 以下	木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など	地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500m <sup>2</sup> 以下	木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など
		対象となる建築物の規模	構造																			
防火 地域	階数が 3 以上	耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)																				
	延べ面積が 100m <sup>2</sup> を超える	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)																				
	上記以外	耐火建築物など (令 136 条の 2 一号イまたはロの基準に適合する建築物)																				
準防火 地域	地階を除く階数が 4 以上 延べ面積が 1 500m <sup>2</sup> を超える	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)																				
	地階を除く階数が 3 で, 延べ面積が 1500m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物または準耐火建築物など (令 136 条の 2 二号イまたはロの基準に適合する建築物)																				
	地階を除く階数が 2 以下で, 延べ面積が 500m <sup>2</sup> を超え, 1500m <sup>2</sup> 以下	木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など																				
地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500m <sup>2</sup> 以下	木造で令 136 条の 2 三号イまたはロの基準に適合する建築物, 木造以外で令 136 条の 2 四号イまたはロの基準に適合する建築物など																					
12~15	<p>(a) 屋根 市街地火災で発生する火の粉により, 屋根が延焼するような発炎をしないこと, また, 屋根を介して屋内で出火しないような性能が求められる。具体的には, 耐火構造または準耐火構造とするか, <u>不燃材料などでつくるまたはふく</u> (法 63 条, 令 136 条の 2 の 2)。</p>	<p style="text-align: right;">不燃材料などでつくるまたはふくなどの構造方法とする 令 136 条の 2 の 2, 平成 12 年建設省告示 1365 号)。</p>																				

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文
118	15	(法63条)	(法62条)
118～ 119	16～19, 1	(b) 開口部の防火戸 建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分には、建築物の周囲に発生する通常の火災に対する遮炎性能を有する防火戸などを設ける。具体的には、火災による加熱が20分間加えられても、室内へ炎が出ない防火戸などを設ける(法64条、令109条、令136条の2の3)。	(削除)
119	2～4	2 隣地境界線に接する外壁 一般には、敷地境界線から50cm以上離して建築物を建てることがルールとなっている <sup>①</sup> 。建築物の外壁が耐火構造の場合は、その外壁を隣接	(b)隣地境界線に接する外壁
	5	(法65条)	(法63条)
	6	3 建築物が二つ以上の防火関係地域にまたがる場合の規制	2
	8	(法67条)	(法65条)
	18	9条16項	9条17項

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
122	2~5 ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合など、特定行政庁(p. 161 参照)が交通・安全・防火および衛生上支障がないと認めて、建築審査会(p. 161 参照)の同意を得て許可したときは、必ずしも道路上に <u>2m以上接しなくてもよい</u> 。	<u>2m以上接しなくてもよい</u> (法 43 条 2 項二号)。
9	たとえば次の①~④の建築物について、	⑤
11	法43条2項	法43条3項
14	③ 無窓居室(令116条の2)のある建築物(令144条の6)。	(令 144 条の 5)
15	④ 延べ面積が1000m <sup>2</sup> を超える建築物。 (挿入)	⑤ その敷地が袋路状道路②にのみ接する延べ面積が150 m <sup>2</sup> を超える建築物(一戸建ての住宅を除く)。
側注	(15 行目の側注欄に追加)	② 一端のみが他の道路に接続した道路。
28~29	③ 地区計画区域①の 道路上に建築できるもの  地区計画の区域内の自動車専用道路ま たは特定高架道路の上空または路面下	地区計画区域①  地区計画の区域内の道路の上空また は路面下
側注 2	② p. 147 参照。	③

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文					
123	10	(法44条1項四号, 令145条2項)。	(法44条1項四号, 令145条2項, 3項)。					
	17~23	<p>は、事業認可(都計法59条)以前であれば、<u>次のような建築物は原則として建築が許可される(都計法54条)</u>。</p> <p>① <u>容易に移転または除却が可能である建築物である。</u></p> <p>② <u>階数が2以下で地階がない。</u></p> <p>③ <u>主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などである<sup>①</sup>。</u></p>	<p><u>次のような建築物で容易に移転または除去が可能であれば原則として建築が許可される(都計法54条)</u>。</p> <p>① <u>階数が2以下で地階がない。</u></p> <p>② <u>主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などである<sup>①</sup>。</u></p>					
125	表1	<p>表1 建べい率の制限 [%]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地条件等 用途地域・区域</th> <th>都市計画で 定める数値</th> <th>a.耐火建築 物の緩和<sup>①</sup></th> <th>b.角地等 の緩和<sup>②</sup></th> <th>c.a+bの場 合の緩和<sup>①</sup></th> </tr> </thead> </table> <p>1) <u>防火地域内にあること。</u></p> <p>4) <u>都市計画で定める数値が80の場合は制限なし。</u></p>	敷地条件等 用途地域・区域	都市計画で 定める数値	a.耐火建築 物の緩和 <sup>①</sup>	b.角地等 の緩和 <sup>②</sup>	c.a+bの場 合の緩和 <sup>①</sup>	<p>a. <u>耐火建築物</u> <u>など<sup>①</sup>の緩和</u></p> <p>1) <u>防火地域・準防火地域内の「耐火建築物等」及び準防火地域内の「準耐火建築物等」(いずれも同等以上の延焼防止性能を有するものを含む)(法53条3項一号, 令135条の20)。</u></p> <p>4) <u>防火地域内の「耐火建築物等」で、都市計画で定める数値が80の場合は制限なし(法53条6項)。</u></p>
敷地条件等 用途地域・区域	都市計画で 定める数値	a.耐火建築 物の緩和 <sup>①</sup>	b.角地等 の緩和 <sup>②</sup>	c.a+bの場 合の緩和 <sup>①</sup>				
126	1	なお、 <u>耐火建築物</u> である場合や、	<u>耐火建築物</u> など					

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
126	3~7 (挿入)  <b>②</b> 建ぺい率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合  敷地が、建ぺい率の異なる二つ以上の地域・区域にまたがる場合の建築面積の限度は、それぞれの建ぺい率から計算した建築面積の合計による <sup>①</sup> 。したがって、敷地全体の建ぺい率の制限は、図2のようになる。	さらに、特定行政庁が防災の観点から前面道路の境界線から後退して壁面線 <sup>①</sup> を指定した場合なども緩和できる(法 53 条 5 項)。  る <sup>②</sup> 。
	側注 (4 行目の側注欄に追加)	① p.129 参照。
	側注 1 ① 面積加重平均という。	②
130	22  ⑤ 共同住宅の共用の廊下・階段の部分。	共同住宅及び老人ホーム等
	24  ⑥ エレベーターの昇降路の部分。  (挿入)	⑥ エレベーターの昇降路の部分。  ⑦ 宅配ボックス <sup>①</sup> 設置部分で、その床面積が当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{100}$ 以内。
	側注 (24 行目の側注欄に追加)	⑥ 配達された物品の一時保管のための荷受箱。
151	5  9条19項。	9条 20 項,

訂正箇所 ページ 行		原 文	訂 正 文
164	10	<u>100m<sup>2</sup></u>	<u>200 m<sup>2</sup></u>
165	表 2	<u>100m<sup>2</sup></u> を超えるもの (増築後に <u>100m<sup>2</sup></u> を超える場合を含む)	<u>200 m<sup>2</sup></u> <u>200 m<sup>2</sup></u>
172	側注	<p>① <u>法12条1項の定期報告対象建築物。</u></p>	<u>法別表第 1 の特殊建築物で一定の規模を超えるものなど(令13条の3)。</u>
23		<u>100m<sup>2</sup></u> を超えるもの	<u>200 m<sup>2</sup></u>
24		② <u>階数5以上で延べ面積が1000m<sup>2</sup>を超える事務所など</u>	<u>法別表 1(い)の階数 3 以上の特殊建築物で当該用途の床面積が 100m<sup>2</sup>を超える 200m<sup>2</sup>以下のもの、階数 5 以上で延べ面積が 1000m<sup>2</sup>を超える事務所など(令16条2項)</u>
29		<u>検査員⑥</u>	<u>検査員①</u>
側注 6		<p>⑥ 国土交通大臣により、 建築設備検査員資格者証、 防火設備検査員資格者証、 または昇降機等検査員資格者証の交付を受けた者 (規則6条の5 2項)。</p>	<u>①</u>

訂正箇所 ページ	原 文 行	訂 正 文
173	1 に報告しなければならない <u>(法12条3項)</u> 。	(法12条3項, 令16条3項)。
	7 市町村のもの	が所有・管理するもの
	13 超えるもの <sup>①</sup>	超えるもの <sup>②</sup>
	14 関する工事 <sup>③</sup>	工事 <sup>③</sup>
	16 措置に関する計画 <sup>④</sup>	計画 <sup>④</sup>
側注	<p>① 令147条の2で定める建築物。</p> <p>② 法7条の6 1項。廊下・階段・出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消防設備、排煙設備、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画で一定のものの工事(令13条参照)。</p> <p>③ 規則11条の2。</p>	<p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>
175	8~9 放置すると著しく危険、または著しく衛生上有害となるおそれのある建築物に対して、除却や使用制限など必要な措置をとることを勧	危険・有害となるおそれがある建築物については、維持保全に関する指導・助言をすることができ(法9条の4)、著しく危険・有害となるおそれのある建築物については、

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
178	3~4	は工事のために必要と認められる期間で、それぞれ許可と確認が必要となる。	となる。建築物の用途を一時的に変更して①・③の用途の建築物として使用するときにも、同様の制限の緩和が適用される（法87条の3）。
207	3段目 26	防火壁 ..... 97	防火壁等